

富里市クーリングシェルター募集要項

1 趣旨

熱中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法^{※¹}（以下「法」という。）が改正され、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター^{※²}）を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による健康被害の発生防止の観点から、富里市気候変動適応基本方針に基づき、「市独自の熱中症警戒アラート^{※³}」を発表しており、市民等が避難・休憩できる施設として、協力いただける民間施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えています。

つきましては、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※¹ 地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※² 冷房設備を有し、「市独自の熱中症警戒アラート^{※³}」の発表時に不特定多数の者へ開放される施設

※³ 市では、国の実施する「暑さ指数3.3以上」を基準とした熱中症警戒アラートの発表とは別に「暑さ指数3.1以上」になると予測される日の朝9時頃、「市独自の熱中症警戒アラート」として防災無線、防災・防犯メールでお知らせするもの

2 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、市独自の熱中症警戒アラートが発表された際、公表している開放可能日等において、市民等の受け入れにご協力をお願いします。

また、市独自の熱中症警戒アラートの発表時以外においても、市民等が暑熱を避けるために休憩可能な施設として、ご協力いただければ幸いです。

なお、施設の出入口等、見やすい場所にクーリングシェルターのマークを掲示し、市民等から問い合わせがあった場合、クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内をお願いします。

3 指定要件

市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有し、適切に空調を管理すること。
- (2) 営利目的でないこと
- (3) 施設情報（応募用紙に記載内容）を市公式ホームページ等に掲載できる施設。

4 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、国の発表する熱中症警戒アラート運用期間（概ね毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日）

とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

5 募集期間

募集期間は、随時受付となります。ただし、施設運用期間終了後の応募については、次年度の施設運用期間の際の指定となる場合があります。

6 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メール、ファックスのいずれかの方法によって、富里市経済環境部環境課に提出してください。

7 提出後の流れ

応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 富里市経済環境部環境課にて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (4) 協定の締結
- (5) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (6) クーリングシェルターの運用開始

8 物資の配付、情報の提供

市よりクーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配付・情報の提供を行います。

- (1) クーリングシェルターのマークを表示したポスター等の提供
- (2) 市独自の熱中症警戒アラートの発表時の情報提供
※当該情報を受け取るため富里市防災・防犯メールの登録をお願いします。

9 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問い合わせ先

〒286-0292 富里市七栄652-1 富里市経済環境部環境課

T E L 0476-93-4945 F A X 0476-93-2101

E-mail kankyou@city.tomisato.lg.jp